

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和3年7月29日(2021.7.29)

【公開番号】特開2020-3731(P2020-3731A)

【公開日】令和2年1月9日(2020.1.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-001

【出願番号】特願2018-125380(P2018-125380)

【国際特許分類】

G 03 B 17/02 (2021.01)

H 04 N 5/225 (2006.01)

H 04 N 5/232 (2006.01)

G 03 B 13/02 (2021.01)

G 03 B 17/00 (2021.01)

G 03 B 17/18 (2021.01)

G 03 B 17/20 (2021.01)

【F I】

G 03 B 17/02

H 04 N 5/225 100

H 04 N 5/232

G 03 B 13/02

G 03 B 17/00 Q

G 03 B 17/18

G 03 B 17/20

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月21日(2021.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

撮像装置であって、

ファインダーと、

前記ファインダーより第1の方向側にあるグリップ部と、

前記撮像装置の背面のうち、前記ファインダーより前記第1の方向側、かつ前記グリップ部より前記第1の方向と逆の第2の方向側、かつ前記撮像装置のうち、中央よりも、前記第1の方向と垂直な方向において前記中央から前記ファインダー側に向かう第3の方向側に設けられたタッチ操作部材と、

前記タッチ操作部材に対する前記第1の方向へのスライド操作に応じて第1の機能を実行し、前記タッチ操作部材に対する前記第2の方向へのスライド操作に応じて第2の機能を実行するように制御する制御手段と、

を有することを特徴とする撮像装置。

【請求項2】

前記第1の方向は前記撮像装置を背面側から見て右、前記第2の方向は前記撮像装置を背面側から見て左である

ことを特徴とする請求項1に記載の撮像装置。

【請求項3】

前記タッチ操作部材は、前記ファインダーを覗いたまま前記グリップ部を持つ手の親指で前記第1の方向へのスライド操作と前記第2の方向へのスライド操作とが可能な箇所に設けられている

ことを特徴とする請求項1または2に記載の撮像装置。

【請求項4】

前記タッチ操作部材は、前記撮像装置の背面のうち、前記グリップ部を持つ手の親指を待機させるサムレスト部より前記第2の方向側に設けられている

ことを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項5】

前記制御手段は、前記タッチ操作部材をタッチしてタッチ位置を移動させずにタッチを離す操作であるタップ操作に応じて第3の機能を実行するように制御する

ことを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項6】

前記制御手段は、前記タッチ操作部材の第1の位置に対する前記タップ操作に応じて前記第3の機能を実行し、前記タッチ操作部材の、前記第1の位置より前記第2の方向側の第2の位置に対する前記タップ操作に応じて第4の機能を実行するように制御する

ことを特徴とする請求項5に記載の撮像装置。

【請求項7】

前記タッチ操作部材をタッチ可能な指と同じ手の指で操作可能なダイヤル部材をさらに有し、

前記第1の方向は、前記ダイヤル部材を回転させる際の操作方向と同一である

ことを特徴とする請求項1～6のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項8】

前記第1の方向は、前記ダイヤル部材の回転軸と垂直である

ことを特徴とする請求項7に記載の撮像装置。

【請求項9】

前記タッチ操作部材の操作面とは異なる位置を表示面とする表示手段において、

前記タッチ操作部材に対する前記第1の方向へのスライド操作に応じて撮影設定を変更する場合に、前記撮影設定の設定値を示す表示アイテムを前記第1の方向にスクロールして表示し、

前記タッチ操作部材に対する前記第2の方向へのスライド操作に応じて前記撮影設定を変更する場合に、前記撮影設定の設定値を示す表示アイテムを前記第2の方向にスクロールして表示するように制御する表示制御手段を更に有する

ことを特徴とする請求項1～8のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項10】

前記タッチ操作部材が設けられた箇所には表示部が設けられていない

ことを特徴とする請求項1～9のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項11】

前記タッチ操作部材の操作面とは異なる位置を表示面とする表示手段をさらに有する

ことを特徴とする請求項1～10のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項12】

前記タッチ操作部材の前記第1の方向の幅は、前記タッチ操作部材の前記第1の方向と垂直な方向の幅よりも長い

ことを特徴とする請求項1～11のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項13】

前記タッチ操作部材は、前記撮像装置の背面に設けられた複数の操作部材のうち、最も前記第3の方向側に設けられている

ことを特徴とする請求項1～12のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項14】

前記タッチ操作部材は、前記撮像装置の背面に設けられた表示手段よりも前記第3の方

向側に設けられている

ことを特徴とする請求項 1 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の撮像装置。

【請求項 15】

前記タッチ操作部材は、前記撮像装置の背面に設けられたタッチパネルを除く、前記撮像装置の背面に設けられ、かつ前記ファインダーより前記第 1 の方向側に設けられた複数の操作部材のうち、最も前記第 2 の方向側に設けられている

ことを特徴とする請求項 1 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の撮像装置。

【請求項 16】

撮像装置の制御方法であって、

前記撮像装置は、

ファインダーと、

前記ファインダーより第 1 の方向側にあるグリップ部と、

前記撮像装置の背面のうち、前記ファインダーより前記第 1 の方向側、かつ前記グリップ部より前記第 1 の方向と逆の第 2 の方向側、かつ前記撮像装置のうち、中央よりも、前記第 1 の方向と垂直な方向において前記中央から前記ファインダー側に向かう第 3 の方向側に設けられたタッチ操作部材と、

を有し、

前記制御方法は、

前記タッチ操作部材に対する前記第 1 の方向へのスライド操作に応じて第 1 の機能を実行するように制御するステップと、

前記タッチ操作部材に対する前記第 2 の方向へのスライド操作に応じて第 2 の機能を実行するように制御するステップと、

を有する

ことを特徴とする制御方法。

【請求項 17】

コンピュータを、請求項 1 ~ 15 のいずれか 1 項に記載された撮像装置の各手段として機能させるためのプログラム。

【請求項 18】

コンピュータを、請求項 1 ~ 15 のいずれか 1 項に記載された撮像装置の各手段として機能させるためのプログラムを格納したコンピュータが読み取り可能な記憶媒体。